

## 免許外教科担任申請許可の現状

## 1 許可件数の経年変化（毎年度5月時点）

## (1) 全体及び学校種別

	H26	H27	H28	H29
公立中学校	371	334	350	337
公立高等学校	130	133	115	109
県立特別支援学校	54	43	33	48
私立中高等学校	28	28	28	14
計	583	538	526	508

## (2) 教科別（学校種毎）

## ① 公立中学校

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技術	家庭	英語	計
H26	29	36	34	21	7	40	34	55	97	18	371
H27	25	27	33	22	5	27	35	48	99	13	334
H28	37	34	37	17	3	33	29	52	95	13	350
H29	32	35	34	14	2	37	31	56	89	7	337

## ② 公立高等学校

	地歴	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	看護	家庭	情報	工業	商業	水産	福祉	外国語	計
H26	4	16	1	2	4	2	1	6	3	1	44	29	1	1	4	11	130
H27	5	18	1		5	6	2	2	3	2	44	29	1	2	3	12	135
H28	8	15	1		4	3	1	5	2		32	25	1	1	3	14	115
H29	6	16	1		3	2	1	2	1		33	25	1	1	3	14	109

## ③-1 特別支援学校中等部

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技術	家庭	英語	計
H26	4	3	9	1		6		8	8		39
H27	1		5	1	1	4	1	6	7	1	27
H28	1		4		1	3	1	7	7	1	25
H29		1	6	1	1	3	1	10	10	2	35

## ③-2 県立特別支援学校高等部

	国語	社会	地歴	公民	数学	理科	音楽	保健	家庭	情報	英語	計
H26	1		2	1	2	1	1	2	3	2		15
H27	1	1	2	2	3		1		3	2	1	16
H28				1	1		1		3	1	1	8
H29			2	2			1		3	4	1	13

④－１ 私立中学校・特別支援学校

	社会	数学	理科	保体	技術	宗教	計
H26	1	1	2	1	5	2	12
H27	1	1	2	1	4	2	11
H28	1	2	2	1	4	2	12
H29					3	2	5

④－２ 私立高等学校・特別支援学校

	国語	社会	地歴	数学	理科	書道	家庭	情報	商業	福祉	宗教	外国語	計
H26	2			4	2	2		1		3	1	1	16
H27	2		1	4	2	2	1			2	2	1	17
H28	2	1		5	1	1	1			1	2	2	16
H29				2		1			1		3	2	9

２ 免許外教科担任申請許可の傾向

- 当該教科の免許状を所有する教員がない。(公立中 127 件・公立高 33 件)

当該教科の免許状を所有する教員はいるが、教員数が不足。(公立中 127 件・公立高 64 件)

〈例〉 国語週総時数 50 時間、免許所有者 2 人が学級担任。免許所有者のみでは担当できない。

- 公立中学校について

技術、家庭科の許可件数が多い。この原因としては、当該教科における新規採用者数が抑えられてきた状況がある。

また、10 学級以下の小規模校については、免外解消のための非常勤講師を配置（県全体で 600 時間）しているが、非常勤講師が見つからず苦慮している学校もある。

- 公立高等学校について

情報、工業の許可件数が突出しており、次いで地理歴史が多い。また、平成 26 年度以降、外国語（スペイン語、フランス語、ポルトガル語、中国語）許可件数が増加。

その原因としては、情報での新規採用を行っておらず、地域によって講師を見つけるのが困難な場合がある。

工業においては、専門分野（機械、電気、建築、土木等）ごとに、小グループでワークショップを展開しており、座学を担当する教員が不足するため、実習教諭が免外で対応している状況がある。

また、外国語（スペイン語、フランス語、ポルトガル語、中国語）の申請理由は、主に通信制高校において、当該教科に関する「学校設定科目」を設けていることによる。ネイティブな社会人に、特別非常勤講師として一部領域を担当させているが、その他の領域は、免許所有者がいないため本務者が免外で対応している状況にある。

- 県立特別支援学校について

技術、家庭科の許可件数が突出している。この原因としては、当該教科における新規採用者を確保できないことや、この免許を所有する臨時講師を見つけることが困難な状況にあることが挙げられる。

- ※ 許可基準（別紙資料 1）に準拠しない申請、又は、年度途中における申請については、許可を得ようとする日の 14 日前までに申請書類を提出する。

### 〈免許外教科担任制度の概要〉

中学校、高等学校において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認められるとき、申請により県教育委員会の許可を得た主幹教諭、指導教諭又は教諭は、その許可にかかる教科の教授を担当することができる。

### 〈制度の趣旨〉

当該教科の免許状を有する教諭が担当するのが当然であるが、特に小規模校の教員構成の実情を考慮し、教育上主たる責任を負うこととなっている教諭に限って免許教科外教科の担任を認める。

## 免許外教科担任許可基準

教育職員免許法附則第2項の規定による免許外教科担任許可は、平成26年4月1日から下記の基準に基づいて行うこととする。

### 記

#### 免許外教科担任許可基準

- 1 人事上当該教科担任の教員が配置されなかった場合など、必要やむを得ない事情があると認めた場合に限り許可する。
- 2 免許外教科担任の教科は、原則として1人3教科以内とする。
- 3 初任者研修対象の新規採用教員は申請できない。また、教員経験3年以下（講師歴含む）の者については原則として許可しない。
- 4 所有免許状の担任時間数が0時間の場合は申請できない。また、原則として、所有免許状の週担任時間数を超える免許外教科（1教科について）の担任も許可しない。
- 5 申請時間数が1～2時間の免許外教科担任は、原則として許可しない。
- 6 少人数指導工夫改善（TT、少人数指導）の免許外教科の担任については、許可しない。
- 7 担任不足教科を何人にも分けるなど、持ち時間数の調整のための申請と判断した場合は許可しない。

#### \*参 考

##### 教育職員免許法附則第2項

授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下、「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

## 採用や人事異動等に関する取組

### 1 教員採用時の取組

複数免許所有者への加点制度（平成 29 年度（28 年度実施）採用選考試験から）

（教科専門試験 100 点満点に 5 点を加点）

中学校教員・特別支援学校教員：複数教科の中学校教諭普通免許状取得（見込みを含む）

高等学校教員：複数教科の高等学校教諭普通免許状取得（見込みを含む）

加点申請者の状況

平成 29 年度（28 実施）

校種等	志願者数 (1次)	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)
中学校	39	38	23	23	12
高等学校	187	172	70	70	31
特別支援学校	8	8	5	5	2

平成 30 年度（29 実施）

校種等	志願者数 (1次)	受験者数 (1次)	合格者数 (1次)	受験者数 (2次)	合格者数 (2次)
中学校	30	30	19	19	11
高等学校	209	197	95	94	50
特別支援学校	5	5	3	3	2

### 2 人事異動上の工夫（希少免許保有者に対するの兼務発令等）

公立中学校では、10 学級以下の小規模校については、免外解消のための非常勤講師を配置（県全体で 600 時間）している。

公立高等学校では、人事異動において、複数免許状所有者（数学・理科・商業＋情報）を小規模校に配置するよう努めている。また、単位数が少ない科目（芸術や情報）について、近隣校の兼務を行っている。

### 3 外部人材の活用（特別非常勤・特別免許状の活用）

高等学校においては、特別非常勤（免許状を有しない非常勤）講師を積極的に活用している。平成 28 年度、60 人が届出している。

また、特別免許状を活用し、博士号取得者・民間企業経験者・医療機関従事経験者を採用している。今後、ネイティブスピーカーなど拡大を検討している。

### 4 その他の取組

- 免許取得の支援制度（学び続ける教員支援「働きながら通信教育取得者」）

他教科免許取得者：年間 40 人上限に、入学金の 1/3（上限 5 万円）、授業料の 1/3（上限 20 万円）を補助